

令和3年度 千曲川流域下水道事務所 庁舎保守管理業務に係る最低制限価格算定基準

環境部庁舎保守管理業務に係る最低制限価格算定要領第3に規定する最低制限価格算定基準は、次により算定する。

1 共通事項

算定する金額は1円単位とし、小数点以下は切り捨てる。

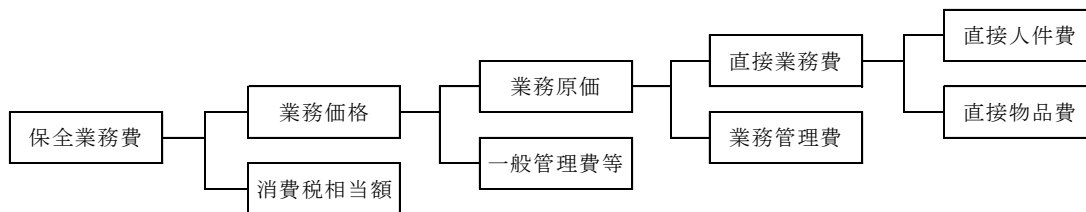
2 対象業務

次の業務を対象とする。

- (1) 令和3年度 千曲川流域下水道維持管理 上流処理区終末処理場庁舎等警備業務
- (2) 令和3年度 千曲川流域下水道維持管理 下流処理区終末処理場庁舎等警備業務

3 設計価格

算定に用いる「設計価格」は、下記「保全業務費」を基に設定する。



4 算定法

最低制限価格の算定は、予定価格を定める際に適用した設計価格の人件費単価を長野県最低賃金等に置き換えるものとする。

ただし、置き換え後の額と予定価格を比較し、10分の6に満たないときは予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、10分の8を超えるときは予定価格に10分の8を乗じて得た額とする。

(1) 直接人件費単価

次の手順により算出する。

ア 長野県最低賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号）の定めによる長野県において適用される最低賃金の額をいう。）に8と1.033を乗じた額を「最低賃金日額」とする。最低賃金日額は10円未満を切り上げるものとする。

イ 最低賃金日額に従事者区分ごと個別の係数を掛け、それぞれの「最低制限日額」を算出する。なお、ここで用いる係数については別途定める。最低制限日額は1円未満を切り捨てるものとする。

ウ 従事者区分ごとに算出した最低制限日額を、直接人件費単価に置き換える。詳細は別紙を参照のこと。

(2) 直接物品費率を1%とする。

(3) 業務管理費は、18%とする。

(4) 一般管理費は、業務原価の9%とする。

算定別紙

庁舎等の保守管理業務に係る最低制限価格算定資料

1 「算定基準3(1) 直接人件費単価 イ」の係数

次表のとおりとする。

表1 令和3年度最低制限日額の係数

警備員C	最低賃金日額×1.07
------	-------------

2 令和3年度基準額

最低賃金日額 長野県最低賃金×8時間×1.033 (10円未満切り上げ)
最低賃金 (令和2年10月1日適用)

以上の金額を表1に代入する。なお、1円未満は切り捨てる。